

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分		2 県補助単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費				
定員30名以上の広域型施設等				特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な開設前6月以内に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費のうち、補助対象期間内に納品及び支払いが完了しているもの。
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		989千円	定員数	
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
・養護老人ホーム				
・訪問看護ステーション(大規模化(※)やサテライト型事業所の設置)		4,960千円	施設数	
定員29名以下の地域密着型施設等				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		989千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
・小規模な介護老人保健施設				
・小規模な介護医療院				
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
・認知症高齢者グループホーム				
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		16,600千円	施設数	
・都市型軽費老人ホーム		496千円	定員数	
・小規模な養護老人ホーム		496千円		
・施設内保育施設		4,960千円	施設数	
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				
定員30名以上の広域型施設等				特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱を準用する)。
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		496千円	定員数	
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
・養護老人ホーム				
定員29名以下の地域密着型施設等				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		496千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
・小規模な介護老人保健施設				
・小規模な介護医療院				
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
・認知症高齢者グループホーム				
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		8,250千円	施設数	
・都市型軽費老人ホーム		248千円	定員数	
・小規模な養護老人ホーム		248千円		
・施設内保育施設		2,480千円	施設数	
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費				
・介護予防拠点		118千円	1か所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費(印刷製本費、修繕料)、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、旅費、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)又は委託料。

※ 訪問看護ステーションの大規模化においては、以下の2つのいずれかに該当する場合に補助対象とする。

- ① 常勤の看護職員を1人以上増員することにより、看護職員の配置員数が常勤換算方法で5.0以上となる場合
- ② 看護職員を常勤換算方法で5.0以上配置する事業所が、常勤の看護職員を1人以上増員する場合